

第 64 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第64回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成28年2月17日（水）
14時 から
場 所 玉山総合事務所 3階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 区長あいさつ
- 3 議事録署名員の選出
- 4 議事
 - (1) 会長・副会長の選出
 - (2) 部会の構成について
 - (3) 報告
 - 報告第1号 浜民運動公園整備事業（B&G海洋センタープールの改修）について（説明者：高橋スポーツ推進課長）
 - 報告第2号 玉山区地域協議会からの意見書（IGR下田駅設置事業）に対する回答について（説明者：千田交通政策課長）
 - (4) 審議
 - ア 諮問事項
 - 審議第1号 浜民図書館の開館時間の変更について（説明者：作山生涯学習課長）
 - 審議第2号 盛岡市総合交流ターミナル使用料等の見直しについて（説明者：小原玉山総合事務所事務長）
 - 審議第3号 盛岡市汚水処理基本計画（案）について（説明者：菊池下水道整備課長）
 - 審議第4号 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画（案）及び同実施計画（案）について（説明者：齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長）
 - イ 自主的審議事項
 - 審議第5号 地域活性化部会からの報告について
- 6 その他
- 7 閉会

盛岡市玉山区地域協議会 委員名簿

任期:平成28年2月13日～平成28年3月31日

(敬称略,五十音順)

	氏 名	所 属 団 体 等
委員	岩 崎 隆	元全国農協青年組織協議会 副会長
委員	太 田 司	盛岡市PTA連合会 副会長
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員
委員	櫻 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由 勝	玉山区自治会連絡協議会 会長
委員	竹 田 かづ子	玉山区女性団体協議会 会長
会長	竹 田 孝 男	新岩手農業協同組合 正組合員
委員	玉 山 麻 美	公募委員
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所 玉山地域運営協議会 会長
委員	日 野 杉 勉	盛岡市社会福祉協議会 評議員
委員	米 田 二 郎	元市議会議員
委員	皆 川 ミヱ子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	湊 房 子	人権擁護委員
副会長	村 山 美 栄子	盛岡市青少年問題協議会委員

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成28年 6月 6日 議事録署名員 岩崎 隆



平成28年 6月 6日 議事録署名員 太田 司



議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第64回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成28年2月17日（水） 14時00分から16時08分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者（42名）

委員：竹田孝男 委員（会長）、村山美栄子 委員、岩崎隆 委員、太田司 委員
（13名） 齋藤勲 委員、櫻輝夫 委員、佐々木由勝 委員、竹田かづ子 委員
玉山麻美 委員、日野杉勉 委員、米田二郎 委員、皆川ミエ子 委員
湊房子 委員
（欠席者 駒井元 委員、千葉進 委員）

市側出席者：福田玉山区長、小原事務長

（29名） （市民部）高橋スポーツ推進課長
山内スポーツ推進課副主幹兼施設整備係長
桂スポーツ推進課主査
（建設部）千田交通政策課長、千葉交通政策課主査
（教育委員会事務局）作山生涯学習課長、薄衣生涯学習課主査
（上下水道部）小野寺上下水道部次長、菊池下水道整備課長
藤原下水道整備課主査、高橋給排水課長
（財務部）齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長
加藤資産管理活用事務局副主幹
（玉山総合事務所）村山参事兼総務課長、鈴木税務住民課長
中村健康福祉課長、畠山産業振興課長
泉館産業振興課主幹兼課長補佐、熊谷産業振興課主任
水澤建設課長
（教育委員会事務局（玉山地区担当））石山学務教職員課副主幹兼玉山学校給
食センター所長食センター所長
（農業委員会事務局玉山分室）米田副主幹
（市民図書館）千葉館長
事務局（玉山総務課）：佐々木主幹兼課長補佐、吉田主査
佐々木主事、加藤主任

5 傍聴者 一般傍聴者1名
マスコミ取材2社 盛岡タイムス, 岩手日報社

○ 会議内容

1 開会

(小原事務長) 大変お待たせをいたしました。開会に先立ちまして、諸般の連絡を申し上げたいと思います。皆様方には、引き続き委員ご就任について、ご承諾をいただきましてありがとうございます。委嘱状につきましては、本来市長からお渡しすべきところでございますけれども、この後議事が予定されておまして、時間的な制約もございますことから、あらかじめ皆様方のお手元に交付させていただいております。何とぞご了承くださいますようお願い申し上げます。任期につきましては、本年2月13日から3月31日までとしております。改めましてよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまから第64回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会は、委員総数の半数以上で会議が成立するという事になってございます。本日委員15名中、現在13名のご出席ということでございます。千葉委員につきましては、本日所用によりご欠席というご連絡をいただいております。駒井委員につきましては、もう少しで多分いらっしゃると思いますが、時間になりましたので、始めさせていただきたいと思っております。ただいま申し上げました出席状況でございますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告を申し上げます。

なお、市で定めております審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、会議は原則公開ということで傍聴を認めることとされておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

2 区長あいさつ

(小原事務長) 初めに、福田区長からご挨拶を申し上げます。

(福田区長) ご苦労さまでございます。第64回盛岡市玉山区地域協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび皆様方を地域協議会委員に再任させていただいたところでございますが、それぞれお忙しい事情もある中、ご承認をいただきましてまことにありがとうございます。

玉山区の設置期間も残り1カ月余りとなりますが、引き続き皆様のご理解、ご支援を賜りながら、当地域の発展に向け取り組んでまいりたいと存じておりますので、変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、再任後初の協議会となりますから、会長、副会長の互選、部会の構成についてご協議をいただき、その後、早速ではありますが、付議案件として報告事項2件、諮問事項4件、自主的審議事項1件が予定されております。

皆様のご忌憚のないご意見をご期待申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

3 議事録署名員の選出

(小原事務長) それでは、次に議事録署名員の選出ということでございます。

メンバーは変わりありませんけれども、本日は、委嘱後初の地域協議会ということになります。これまでの形式でまいりますと、初めに仮議長を選出いたしまして、会長、副会長を選任するという流れになりますが、そのように取り進めてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(小原事務長) ありがとうございます。仮議長でございますけれども、事務局で選任するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(小原事務長) ありがとうございます。それでは、仮議長につきましては、慣例によりまして年長者でございます竹田孝男委員をご指名したいと存じます。竹田委員、仮議長席のほうにご移動をお願いいたします。

それでは、ここからの進行は仮議長さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(竹田仮議長) それでは、暫時仮議長を務めます。よろしく願いいたします。

まず、議事録署名員の選出でございますけれども、私のほうからご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田仮議長) それでは、岩崎隆委員並びに太田司委員のご兩名をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

4 議 事

(1) 会長・副会長の選出

(2) 部会の構成について

(竹田仮議長) それでは、議事に入ってまいります。

最初に、会長、副会長の選出を議題といたします。なお、次の(2)の部会の委員構成についても同じメンバーで決定していただくこととなりますので、(1)、(2)、この両案件を一括上程いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(1)、(2)、両案件とも一括上程いたすことにいたしましたので、発言を許します。
齋藤委員。

(齋藤委員) あと任期も1カ月ちょっとになります。そういう意味からおきまして、会長は竹田さん、それから副会長は村山さんに引き続きお願いしたいと思います。

それとまた、部会ですが、部会も全員再任ですので、引き続き同じ構成メンバーにしたらいかがかと思います。

以上です。

(竹田仮議長) ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」 の声)

(竹田仮議長) ご意見ないようでございますので、それでは会長は不肖私、そして副会長に村山美栄子さん、そして部会の構成の関係でございますけれども、このメンバーにつきましても今までと同じメンバーということでございますので、あらかじめ皆様方に今までの部会の構成メンバーの委員名簿が配付されておるとお思いますので、このような形で部会の構成をすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田仮議長) それでは、そのように決定させていただきます。

以上で仮議長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(小原事務長) ありがとうございました。それでは、会長さん、それから副会長さん、それぞれのお席のほうにご移動をお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして会長さん、副会長さんのほうから一言ずつご挨拶を頂戴して、会議のほうに入ってまいりたいと思います。会長さん、よろしくをお願いいたします。

(竹田会長) 改めましてご挨拶と申し上げましても特別ございませんが、ただ任期の関係で、先ほど再任という形で任命いただいておりますので、期間とすれば1カ月少しという状況でございますが、来年度から新たな体制に向けてこの協議会も円滑な形で進むように務めてまいりたいと思っております。

ただ、新しい年度につきましては、改めての委員構成ということになるわけでございますが、いずれ今日までご指導いただきました当局の皆さんを初め、関係各位に対しましても敬意を表する次第でございます。なお、我々の任期は先ほど申し上げましたように、来月一月余すのみでございます。合併10年を経過した今日、ご案内のように合併当初、建設計画に盛り込まれた事業も50%台の完了という状況にあるわけでございますので、そういう意味では課題もいまだ山積みの状況にあつて再任の形になって、期間も短いという状況下でありまして、若干そういう意味ではジレンマを感じざるわけでございますが、いずれにしても与えられた任期を精いっぱい務めてまいりたいと思っておりますので、皆様方のご協力、よろしくお願い申し上げて挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いし

ます。

(村山副会長) 引き続き皆様のご指導、ご協力を賜りながら、短い期間ですけれども、務めさせていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 報告

(竹田会長) それでは、早速でございますが、本日の協議事項に入ってまいります。

まず最初に、報告第1号 渋民運動公園整備事業についてを議題といたしますが、今説明者が入ってまいりますので、どうぞ着席してください。

それでは、報告第1号 渋民運動公園整備事業についてを議題といたします。提案者の報告を求めます。

(高橋スポーツ推進課長) スポーツ推進課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。資料のほうでございますけれども、皆様にあらかじめ配付したのではなく、大変恐縮ですが、きょうお渡ししたものに基きましてご説明したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

渋民運動公園整備事業の内容につきましては、平成26年7月30日開催の……

(竹田会長) どうぞ、着席のままで説明してください。

(高橋スポーツ推進課長) 恐れ入ります。それでは、最初からご説明します。

渋民運動公園整備事業の内容につきましては、平成26年7月30日開催の第54回の盛岡市玉山区地域協議会におきまして報告いたしまして、平成27年度は陸上競技場の整備を予定どおり実施したところでございます。

平成28年度につきましては、野球場、B&G海洋センタープール、体育館、相撲場の改修、陸上競技場の夜間照明の整備を行う予定としておりました。実施設計を行う中でございましたけれども、B&G海洋センタープールの上屋鉄骨部分が添付している写真ついた資料が後ろのほうにあるかと思いますが、このとおりさびの発生によりまして、予想以上に劣化しているということが判明しました。それで耐力度調査というものを実施したところでございます。

その調査の結果でございますけれども、平成28年度に予定しておりました上屋鉄骨部分の塗装と、それから屋根膜体の更新の改修では、屋根膜体を張った場合に強度が確保できないということが判明いたしました。強度確保の修繕をする場合には、鉄骨を解体いたしまして、工場に運び行うという大がかりな修繕が必要になるということが判明したところでございます。ことしの夏の利用には、この修繕をした場合間に合わないということになります。

このような状況でございますことから、平成28年度に予定していた上屋鉄骨部分の塗装及び屋根膜体の更新は行わないで、平成28年度のプール利用につきましては屋根をつけない屋外の利用として、利用いただいている学校やその他団体の皆様と協議しながら、安全

性を確保して開放してまいりたいと考えてございます。

今後の整備につきましては、平成28年度内にアセットマネジメントの考え方とか、庁内関係課、地元の皆様の意見を踏まえながら、どのような整備がいいのかというあたりは決定してまいりたいと思っておりますが、大変申しわけございませんが、ことしの夏につきましては、屋内で今までのような形で使えないということがわかりましたので、ご理解をいただきたいということで、ご報告でございます。

以上です。

(竹田会長) 説明が終わりました。皆様のほうからご意見、ご質問等承りたいと思います。
太田委員。

(太田委員) 簡単な質問をさせていただきます。来年度は屋根をかけない状態で運営するということでしたけれども、各小学校、保育園とか実際授業で利用している学校等あると思うのですけれども、その点に関しての配慮等はどのようになっているのかなと思ったので、質問させていただきたいなと思っていました。雨が降ったりして授業を実際に盛り込めないことって、多分天候的にもよるのですけれども、なると思うのですけれども、その場合の対処の仕方とか、例えばゆびあすプールがあれば、ゆびあすプールのほうを使っていたりとか、そういう感じの対応をしていただかないと、授業を組んだ場合に雨が降って利用できないとかとなると、プールの授業を組んだときに学校としても困るかなというふうに思っているのです、そういうところの配慮はどうなっているのかなということでご回答をお願いします。

(高橋スポーツ推進課長) まだ具体的にどのような形で使っていただくかということは決めていない状況でございますけれども、屋根のない学校のプールというのも、各学校には結構ございますので、そこら辺の状況も踏まえながら、使っていただいている各学校と相談しながら、どのような形がいいのかというあたりを協議してまいりたいと思っております。ちょっと今のところはっきりと決めていないので、申し上げることができません。

(竹田会長) よろしいですか。ほかにございませんか。
湊委員。

(湊委員) 各学校のプールを使いながら、というお話でしたけれども、ここの裏のほうの利用回数の中にある渋民小学校、渋民中学校、玉山小学校、城内小学校、生出小学校、これらの学校は自校のプールがないから、こちらのプールを使っているのではないかと思うわけなのですけれども、その場合に今、太田さんも言いましたけれども、屋根があるから学校の授業としても組めるわけですけれども、それに温度の関係があるのですよね。あそこは中が暖かいから利用期間が長く設定できるわけですけれども、それもなくて学校にもなくてとなると、泳げない小中学生になるのです。そうすると、高校に行ったときに体育の授業でプールの授業が始まった場合に、ほかの子供たちは、かなり泳げるのに、この地区から行った子供たちは体育の授業についていけない子供をつくるということになりかねない

のです。

それに今お話聞くと、鉄骨をばらして運び込むので、期間もかかるし、お金もかかるということなのですけれども、これこのままにして屋根をかけないまま使用した場合に、最初に鉄骨を取り外しておかないと、また来年同じことの状況になるのではないかと思うのです。だから、やらなければならないと思うのであれば、例えば業者に、幾らかかるとか、そういった見積もり依頼をしているのかどうかも含めてお伺いしたいと思います。

(高橋スポーツ推進課長) ありがとうございます。1つ目の玉山地区の小中学校がこのプールを利用しているというのは承知してございますので、各学校のプールを利用するということではなくて、ここのプールに来てもらうのですけれども、その中でご利用いただきたいなというお話でございます。

それから、どのくらいの金額がかかるのかというようなお話もございました。それで見積もりをとってみましたけれども、4,100万とか4,200万という金額がその修繕にかかるというようなことを聞いております。しかも、期間がかかるということも聞いております。

我々としては、28年度につきましては、屋根のつかない形の、今までは膜体がついた屋根の中でプールの授業とかいろんな活動をしていただいているわけですけれども、28年度については申しわけないけれども、工事が間に合わないので、屋根のつかない形でお願いしたいと。それ以降につきましては、今後どのような形がいいのかというあたりを地元の皆様と一緒に整備について考えていきたいということでございます。

(竹田会長) 太田委員。

(太田委員) 何回も済みません。早目にどのような対処をしていただくかというのを決定してもらわないと、すぐ4月、次年度が始まってしまうので、先ほど湊委員も言ったとおり、小学校はプールがないところが利用しているのはもうわかっているという話をしましたので、そういうところも踏まえてやってもらわないと、子供たちの教育に関してもやっぱりよくないのかなというふうに思っているんで、早い段階で決めていただかないと、多分学校も困りますし、子供たちも楽しみにしているんで、そういうところを踏まえて、少し早目に対処していただければなと思いますので、よろしくお願いします。

(高橋スポーツ推進課長) できるだけ早く学校と詰めながら、影響がないとはならないと思いますけれども、できるだけ影響の少ない形でのご利用ということで相談してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」 の声)

(竹田会長) なければ、本件については以上で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) では、そのようにさせていただきます。

提案者交代のため少しお待ちください。

お待たせいたしました。報告第2号 玉山区地域協議会からの意見書に対する回答についてを議題といたします。

報告者、提案者の説明を求めます。

(千田交通政策課長) 交通政策課の千田と申します。よろしくお願ひ申し上げます。本日はご報告いたしますのは、平成26年8月29日付でいただきました当協議会からのI GR下田駅設置事業に関する意見への対応状況についてお知らせするものでございます。

ご意見の内容は、新市建設計画のI GR下田駅設置事業について、必要に応じて地元住民等と意見交換を行いながら、地域の意向を十分尊重し、早急に具体的な整備方針を示すよう求めるといった内容でございました。

(竹田会長) 着席してご説明ください。

(千田交通政策課長) ありがとうございます。下田駅設置事業の進捗状況等につきましては、これまでも当協議会にご報告申し上げてきた経緯がございますが、I GRの試算による概算事業費と新市建設計画の計画額に大きな差が生じたことや、周辺の土地利用情勢等が当初計画時点から変化しており、新駅利用者の増加等が見込めない状況でありますことから、事業内容の見直しも視野に入れながら、今後の方向性についてご意見を伺うために、平成27年の4月、5月、11月の3回にわたり渋民地区の13自治会にお住まいの皆様を対象といたしまして、懇談会を開催させていただいたところでございます。

これら3回にわたる懇談会で出されたご意見を総括的に見ますと、新駅を設置しても利用が見込まれず、採算を取るのが難しいのではないかというご意見が出された一方で、費用対効果だけではなく、全市的な見地で検討を行い、合併時の約束を果たしてほしいといったご意見も多く出されまして、新市建設計画が平成36年度まで延長される中で、下田駅設置事業以外の事業の進捗に伴う事業費の精算状況も見ながら、引き続き、新駅設置の可能性を探ってほしいといった趣旨のご意見も踏まえまして、引き続き新市建設計画に計上し、今後も地元住民の皆様のご意見を伺いながら、新駅設置の可能性について検討を行っていくこととしているものでございます。

これまでの対応状況についての説明は以上でございます。

(竹田会長) ありがとうございます。それでは、これより委員の皆様方のご質問、あるいはご意見を伺いたいと思います。

佐々木委員。

(佐々木委員) 提案した一人として、ちょっとお願いをしておきたいと思います。

I GR線については、いろんな経過で民営化をしたところであります。私も玉山地域

とすれば、欠かせない主要な交通手段であります。これは旧市内の皆様方も十分ご理解をいただいておりますし、課長さんを初め市の行政サイドでもご認識をいただいているとおりであります。

ついては、新市建設計画にそういう意味で合併の際にお約束をいただいたという内容だったわけですが、社会の変化、いろんな環境条件等々の変化から、できれば下田駅の計画を外したいというような提案もあったわけですが、ここに書いてあるような説明の中で、9年間の延長の中に新市建設計画の項目として検討していくというお答えをいただいたところでもありますけれども、申し上げたとおり IGRなしの当地域の利便性はないわけでありまして。滝沢駅までは本数も極めて多く、10本以上の差が盛岡、渋民、好摩、これは盛岡市であります。入ってくる段階では、10本以上の本数が減っております。

この利用者の減については、利用者がどんどん減少しているという中身でありますので、これは IGR 側からいえばやむを得ない話であります。したがって、今のご回答で結構でありますけれども、あわせて交通政策課の仕事でありますけれども、利用者の拡大、では市内に通勤、通学をする人がいないのかという話ではないのです。いろいろ分析をされているわけでありましてけれども、駐車場がないとか、巢子駅の無料駐車場から乗るとか、この際車で市内まで行くとか、そういうことで交通の便をそれぞれが工夫しているわけでありまして。したがって、この IGR の利用について、高齢者については3割の市の負担をいただいております。あるいはまた高校生、学生さんに対する手当でも出ております。ついては、高齢者あるいは一般の方々に対して、どうすれば乗っていただけるのかと、これは行政の大きな仕事でもあります。駐車場の問題もあります。後ほどまた駐車場関係含めて要望したいと思っておりますので、あわせて利用者拡大、住民が IGR を使ってどんどん市内に行けるとか、あるいは旧市内の皆様方が啄木の里、姫神山の登山含めて、ユートランド含めてこちらにおいでいただくような場合にも高齢者助成金が出るとか、あるいはいろんなイベントを仕組んでいただくとかというようなことも今のお答えの中に入れていけばよかったなど。私が課長であればそう書きました。ちょっと事務的過ぎたので、何とか駐車場の設置を含めてどんどん乗って、今好摩と渋民合わせて700切るぐらいのところなのです。これではとても下田駅の設置はできないのは当たり前なのです。ですから、従来のように1,000人超えるぐらいの利用者になっていけば、初めて下田駅の設置も役所的にも議論になるのかなと思っておりますので、今の状況の中、こんな内容でしようがないのでしょうかけれども、利用者拡大、住民の乗りやすい、利用しやすい駅の体制なり電車の体制なり、いろんなイベントなりを工夫するということを意識をしていただきたいという要望でございます。コメントがあればお聞きしますが、なければなくても結構です。

以上です。

(千田交通政策課長) ありがとうございます。IGR の利用促進という点では、今委員さんからお話あったとおり、おでかけきっぷといったようなものは現在はありますけれども、それ以外にもさまざまな施策を展開してということで、新駅設置云々のみにかかわらず、既存駅も利用しながら、鉄道の利用促進は図っていかねばならないというふうに交通政策上は考えておりますので、今お話のあったご意見も踏まえながら、今後もさまざまな施策を検討してまいりたいと思っております。

(佐々木委員) よろしくお願ひします。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) なければ、以上で本案件を終わりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) では、そのようにさせていただきます。

(1) 審議

(竹田会長) それでは、続いて(4)の審議事項に進めてまいります。

まず最初に、諮問事項の審議第1号として、渋民図書館の開館時間の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(作山生涯学習課長) 生涯学習課長の作山と申します。よろしくお願ひいたします。生涯学習課のほうからは、渋民図書館の開館時間の変更についてご審議いただきたいと思ひます。

盛岡市図書館管理運営規則の一部を改正し、渋民図書館の開館時間をことし4月1日から次のようにしようとするものでございます。現在午前9時から午後5時30分までとなっているものでございますけれども、これを午前9時から午後6時までにしませう。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の開館時間は午前9時から午後5時までとするものでございます。

変更しようとする理由でございますけれども、市内図書館中、市立図書館と都南図書館については開館時間が同一でありますけれども、渋民図書館のみ異なっている状態でございます。市内3つの図書館は、開館時間を同一にすることで同一の利用者サービスを提供することにつながり、結果的に利用者のサービスの向上を目指すものということで変更しようとするものでございます。ことしの4月1日からということで考えているものでございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

(竹田会長) 説明が終わりました。これより委員の皆様方から質問、あるいはご意見等があれば出していただきたいと思ひます。

ありませんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) ないようでございますが、それでは原案のとおりこの案件について可とすること
でよろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) そのようにさせていただきたいと思えます。

以上で本案件は終わります。

それでは、続いて審議案件の第2号 盛岡市総合交流ターミナル使用料等の見直しにつ
いてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(小原事務長) 玉山総合事務所からご提案を申し上げるものでございます。

本件につきましては、前回1月18日の地域協議会におきまして、残念ながらご同意を
いただけなかったという諮問案件でございます。その際のご意見等を踏まえて修正の上、再
度諮問をさせていただくというものでございますので、よろしく願いをいたします。

恐縮でございますが、再度説明をさせていただきます。使用料の見直しにつきましては、
大きく2つでございます。第1に宿泊施設の1室の人数区分の改定、それから第2にクア
ハウス、いわゆる温泉施設でございますが、その使用料の改定というものでございます。
資料に基づき説明をさせていただきます。

見直しの趣旨でございます。まず、(1)でございますけれども、宿泊施設の1室の人数
区分の改定ということでございます。繁忙期の団体客利用等に対応するために、市の旅館
業法施行条例に定める定員の範囲の中で1室の人数の上限を拡大するとともに、その使用
料を定めようとするものでございます。具体につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、(2)のクアハウスの使用料の改定でございます。これにつきましては、平成10年
のユートランド姫神開館以来、クアハウスの使用料を据え置いてきたところでございます。
しかしながら、諸経費がふえておりますことから、他の温泉施設の使用料の状況も勘案い
たしまして、使用料を改定して、今後の施設の安定した維持管理を図りたいということ、
また、これまで回数券の発行につきましては指定管理者が独自に実施してきたところで
ございますけれども、回数券発行が施設の利用促進に効果があると認められますことから、
一層の回数券使用の適切な促進を図るために、条例に加えようとするものでございます。
なお、回数券の使用につきましては市の他の施設、ゆびあすでございますが、そこでも回
数券を使っておりまして、同様の規定が条例に盛り込まれているということもござい
ます。条例をそれに合わせたいというような趣旨も含んでいるものでございます。

次に見直しの内容でございます。まず、資料の(1)でございます。この表では、普通
洋室、特別洋室、それから和室の1室の人数と1人1泊の料金を改定前と改定後に分けて
記載をしております。今回の見直しにおきまして、現行の1つの部屋の定員が普通洋室
が2人、特別洋室及び和室が4人となっておりますところを、普通洋室を3人、特別洋室
及び和室を5人に拡大するとともに、1人1泊にかかる使用料を普通洋室1室3人利用の
場合5,925円、それから特別洋室5人利用の場合9,390円、和室5人利用の場合5,925円と定

めるものでございます。

前回のこの協議会におきまして、最初にご提案申し上げましたのは、普通洋式で申し上げますと2人利用の場合と3人利用の場合の料金を同一にすることでご提案を申し上げたところでございますけれども、委員の皆様から、利用人数がふえれば1人当たりの料金が安くなるのが一般的であるというようなことで、そういった設定にするべきというご意見をいただいたところでございます。それを踏まえて見直しを図ったところでございます。

お手元に今お渡しいたしました補足の資料をごらんいただきたいと思っております。盛岡市総合交流ターミナル条例というのがお手元に渡っているかと思っております。この条例の中の第8条におきまして、この条例で使用料を定めるということになっております。今般お諮りしているものがその部分でございます。

そして、第9条の第2項におきまして、指定管理者がその範囲の中で、条例で規定した料金の範囲の中で、市長の承認を得て定めることができるというふうになっております。それで、現在定められております指定管理料の料金が、お手元にもう一つ配付してございます。ユートランド姫神宿泊利用料金の素泊まり料金表でございます。したがって、従来の規定料金、今回はふえたときの人数に応じての料金について、改定をご提案しているところでございますが、従来の料金につきましては特に改定をする必要がないだろうということで、そこについては今回の条例改正には盛り込んでいないというところでございます。

それから、ちょっと補足をさせていただきますけれども、何でこの料金がこんな細かい金額になっているのかというところでございますが、例えば今回普通洋室3人のところで5,925円というふうにお示しをしておりますが、これは5,000円の部屋代にサービス料10%と、消費税と入湯税を入れ込んで5,925円と、こう書いているものでございまして、分解すればそういう内容でございます。条例の料金設定のためにそういう形で設定をさせていただいたというところでございますが、先ほど申し上げましたように、実際は指定管理者が市長の許可を得て近隣の施設等の状況も見ながら独自に定めることができるとなっておりますので、そのような形でこれからも定めていくということになるものでございます。

続きまして、クアハウスの使用料の改定についてということでございます。(2)でございます。裏面にかけての資料になりますけれども、改定前の現在の状況でございますが、中学生以上の方は1人1回につき500円、小学校児童以下の方は1人1回につき250円となっておりますが、改定後はそれぞれ600円と300円にしようとするものでございます。

また、回数券の使用につきましては、先ほど申し上げましたが、現在条例に規定されていないところでございますが、条例に規定することといたしまして、中学生以上の方は10回につき5,400円、小学校児童以下の方は10回につき2,700円というふうにするものでございます。

なお、このクアハウスの使用料につきましても、先ほど申し上げました宿泊料と同様に、この範囲の中で、指定管理者が市長の承認を得て独自に定めることができるということになってございますので、条例はこのように変えてまいりますけれども、これを上限として指定管理者が再度検討した上で、この範囲の中で定めることができるというふうになっているものでございます。

最後に、見直しの実施時期でございますけれども、本年4月1日を予定しているところでございます。

なお、本件につきましては、特にクアハウスの使用料につきましては、指定管理者でございます、たまやま振興株式会社においても、運営上収支を改善するために必要としているものでございまして、その前提となる条例改正でございますことから、何とぞご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

(竹田会長) 説明は終わりました。これより委員の皆さんのご質問あるいはご意見を承りたいと思います。

櫻井員。

(櫻委員) これは、素泊まり、サービス料、消費税及び入湯税込みでございますが、これに2食ついたらどのような金額になるか、お願いしたいと思います。

(小原事務長) 今ご質問にございましたように、これは素泊まり料金ということでございますので、飲食についてはどのような食事をつけるのか、例えば朝食だけとか、あるいは夕食だけとか、その中でもこういったものというようなことがあって、それぞれどのようなものをご注文されるのかによって料金は変わってくるものというふうに思っております。

(櫻委員) 一般によそのホテルとかでも、一応幾らぐらいからとかと載っていますので、その辺ちょっとはっきりしていないから、お願いします。

(竹田会長) はい、どうぞ。

(畠山産業振興課長) 料理につきましては、いろいろございます。コース料理といたしまして、短角牛等の料理でありますと1人利用の場合は1泊1万円と、2人以上でありますと1人9,000円と、それ以外にもう少し廉価な食事、1人利用で7,500円コースとか、2人以上であれば6,500円というふうに、料理の種類に何段階かございまして、コースが設定されております。こちらにつきましては、ご利用される際にご確認いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(櫻委員) 短角牛と何かがつけば1万円ということで、かなりいい料理が出るように思われます。はい、わかりました。

(竹田会長) ほかにございせんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) いろんな要望を申し上げたり、反対をした立場でありますので、ただいまの見直し案については人数がふえたということで額を減らしましたということについて納得を

いたしました。食事その他については、それぞれのご注文に合わせてつくるわけでありま
すから、基本的に条例の中で1人と5人の差が出ましたので、これで賛同したいと思いま
す。

ただ、いろんな指定管理者にもよるわけですが、行政も指定管理出しているわけ
でありますので、何とか30万人の盛岡市民がこぞって使えるような商売の方法をみんなで
考える機会をつくって、何とか盛岡市唯一の公共温泉でありますので、その辺もあわせて
指定管理者のご指導を含めてよろしくお願ひしたいと思います。案については賛同いたし
ます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」 の声)

(竹田会長) なければ、この案件につきまして原案どおり可とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) では、そのように決定させていただきます。

説明者交代のため少しお待ちください。

それでは、お待たせいたしました。審議第3号 盛岡市汚水処理基本計画(案)につい
てを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(小野寺上下水道部次長) 私、上下水道部次長の小野寺でございます。審議第3号についま
しては、担当は上下水道部、3つの課等がかかわっております。下水道整備課、給排水課、
それから玉山事務所の3課等になります。説明のほうは、代表しまして下水道整備課の課
長の菊池のほうから説明させていただきます。

(菊池下水道整備課長) では、私のほうから座って説明させていただきます。お手元の玉山区
地域協議会資料ということで、盛岡市汚水処理基本(案)についてをごらんください。

初めに、1、策定の背景及び目的でございます。盛岡市の汚水処理事業は、健全な水循
環、良好な水環境の創出を目指して、公共用水域の水質の保全と、衛生的な水環境の確保
を図るため、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3つの事業により汚水処理人口の拡大
を目指し、汚水処理施設の整備を推進してまいりました。

汚水処理人口は、平成26年度までで盛岡市全体では公共下水道事業が88.4%、農業集落
排水事業が2.7%、浄化槽が4%ということで、全体で95.1%の普及率となっております。
玉山区について現状を見ますと、下水道が42.4%、農業集落排水が4.6%、浄化槽が34.4%
ということで、全体で81.4%の人口普及率となっております。

これまでの汚水処理は、公共下水道の整備を基本に進めてまいりましたが、国からの交
付金が減少傾向にありまして、事業費の財源確保が厳しくなっております。また、人

口集積が少ない区域での整備となっていますことから、投資効果が低下しておりまして、汚水処理人口の拡大が進みにくい状況になっております。また、農業集落排水の排水処理施設は整備を始めてから20年が経過している施設もあり、機械電気設備の更新時期を迎えており、今後、維持管理や設備更新費用の増大が見込まれているところでございます。

一方で、少子高齢化や人口減少、節水器具の普及など、社会情勢の変化も進んでおり、今後、下水道使用料などの減少が見込まれるところでございます。これらの状況を踏まえ、汚水処理人口の早期の拡大と、より効率的で持続可能な汚水処理事業を進めるため、今回公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3事業を一元化した汚水処理基本計画を策定するものでございます。なお、国、県では汚水処理の早期の概成を掲げて、各自治体にアクションプランの策定を求めている状況にあります。

次に、2の盛岡市汚水処理基本計画（案）の内容でございます。（1）、公共下水道につきましては、盛岡市公共下水道の基本計画区域を見直し、個別処理と集合処理の経済比較と地理的要因から、個別の評価を行い、現在全体計画であります8,277ヘクタールから6,336ヘクタールへ面積を縮小するものでございます。約1,900ヘクタール、23.5%を縮小するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の概要版の裏面、最後の図面を見ていただけますか。これが一応盛岡市全域での見直しの図面でありまして、ここの黄色く着色した部分が今回縮小しようとするものでございます。

あとさらに、お手持ちの資料の最後のA4、1枚物をごらんください。こちらのA4のほうに玉山区を拡大した図面がございます。こちらの黄色く塗った部分を今回縮小しようとするものでございまして、基本的には、この外縁部、今の現在の計画の外縁部で、この中につきましては、市街化調整区域がほとんど全部となっております。

次に、農業集落排水につきましては、現在7地区の整備が完了しておりますが、今回、下水道からの距離が3キロと、多額の工事費が予想されます玉山区の巻堀地区でございますが、先ほどのA4、1枚の裏面をごらんください。こちらが巻堀地区農業集落排水事業の整備区域図になります。このエリアの農業集落排水につきましては、下水道からの距離がちょっと長いということで、工事費が大きいことが予想されますので、この地区については農業集落排水事業を継続するというふうに考えております。ほかの6地区でございますが、そちらについては公共下水道への接続の可能性がありますので、公共下水道への接続等、施設の集約化について検討を進めるということにしております。また、今後、農業集落排水については新規の事業化を行わず、基本的には浄化槽により整備する地区というふうに位置づけてまいりたいと思っております。

次に、浄化槽につきましては、現在、玉山区を限定としてやっております公設浄化槽事業でございますが、汚水処理のさらなる拡大と、より効率的で柔軟な対応ができるよう、新規整備は平成27年度までとしまして、整備した公設浄化槽については、これまでどおり市が維持管理するのですが、公設浄化槽事業ではなく、市全体で浄化槽設置費補助事業という形で一本化することにしております。なお、今回市民の方々が浄化槽を設置する際の初期投資の軽減を図るため、現在、浄化槽設置費補助事業の初期負担につきまして公共下水道の接続と同じ程度の個人負担となるように、補助率を4割から7割に見直すということにしております。

次に、3の地域意見交換会の状況でございます。この計画（案）につきましては、主に縮小する区域の地区を対象としまして、7月1日から8月6日までの全24回、地域意見交換会を開催しております。延べ57人の出席をいただきまして、意見交換会では、社会情勢等の変化等を考慮すると計画の原案を示す方向でやむを得ないとする意見があったものでございます。

次に4、パブリックコメントの実施結果でございます。地域意見交換会を踏まえ、計画原案を計画（案）とし、平成27年12月1日から12月21日までパブリックコメントを実施しましたが、実施期間中に意見の提出はなく、計画どおり案を固めたというところでございます。

資料の裏面をごらんください。本日、玉山区地域協議会を経まして、2月19日に盛岡市の上下水道事業経営審議会に諮り、3月下旬に市長決裁の上、計画を策定する予定としております。

以上、盛岡市汚水処理基本計画（案）についてご説明を申し上げます。

（竹田会長） 説明が終わりました。これより委員の皆さんから質問あるいはご意見を承りたいと思います。

湊委員。

（湊委員） ちょっとお伺いしたいのですが、浄化槽で公設浄化槽事業の新規整備は27年度までで、今まで整備したものは維持管理は継続とありますけれども、今までに整備した浄化槽は玉山区の場合は何基ぐらいあったのか、もしおわかりであればお願いします。

（水澤建設課長） 公設浄化槽の整備につきましては、平成20年から事業着手しまして、平成26年までは114基を設置しております。本年度の27年におきましては、現在12基を見込んでおりまして、全体で126基を設置する予定としております。

以上です。

（竹田会長） よろしいですか。ほかにございませんか。

竹田委員。

（竹田かづ子委員） 初歩的な質問かもしれませんが、公共下水道と農業集落排水の違いをちょっと教えていただきたいのですが。

（菊池下水道整備課長） 公共下水道につきましては、市街化区域及び都市の周辺の下水、雨水を含めまして下水を処理するというものでございますが、農業集落排水事業につきましては農振農用地ですか、農村地区についての水環境を守るということで、個別にその地区ごとに処理場をつくりまして処理しているというもので、同じように汚水の処理の目的ではあるのですが、農水省がやっております農業地域の振興のためにやっているものということになります。盛岡市の公共下水道の場合は、現在県のほうの流域下水道というところの、都南の浄化センターのほうに全ての汚水を流して処理しているという形になっております。

(竹田かづ子委員) 下水道は同じ仕組みになっけても、集落、集落でそこに処理場があるということですか。そういうことですか。

(菊池下水道整備課長) 農政サイドの各集落、農業をやっている集落ごとに……、大きく分けますと下水道は旧建設省、農業集落排水は旧農林省という形で、管轄が違ふというのも一つあります。農業集落排水の場合は、農業地域の皆さんからの同意に基づいてやるというものになっておりますし、どちらかという下水道は都市機能の一部ということで、市側が積極的に水環境を守るということで、都市及びその周辺地区の下水道処理をするという形になっておりますので、結果的には同じように汚水を処理するものではあるのですが、目的が若干違っているところ、当初の目的が農政サイドと建設サイドとちょっと違ふというものになっております。結果的には同じようにどちらも汚水を処理しては公共水域に流すということですから、水質の保全という目的は同じになっておりますが、若干その成り立ちが違ふという形になります。

(竹田会長) ほかにございませんか。
佐々木委員。

(佐々木委員) 特に農業関係の事業については、集落排水については国の助成がなくなつたということなのか、なつたとすればやむを得ない。農村を対象とした農業集落排水でございますので、公共下水道ではできない、対象外になる部分が対象になるということで、非常に人気が高いわけではす。

したがって、建設省と農林省の違ふなのですけれども、農業集落排水のほうが1戸当たりの負担額、あるいは維持費等が安いように認識をいたしておりました。盛岡市とすれば、公共下水に一本化をするというのは、担当部局とすれば楽でしょうがないのですけれども、農村地域が多い玉山区等においては、農業集落排水事業が国にあるのであれば、やめることなく、希望地区があれば国に対して事業認可を求めていくというのが農村地域とすれば妥当な話ではないかなと。ただ、現地説明をしたら要らないというような意見が多かつたということでございますので何とも言えませんが、1つは国がこの事業をやめたかどうか。それから、私が言つた建設費あるいは設置条件、公共施設よりも簡単に散居の地域にも入る、あるいは田んぼに囲まれた、あるいは農山村の中にも入るような形の農業集落排水のところに公共下水道が入れるかどうか、この3点教えてください。

(竹田会長) はい、どうぞ。

(菊池下水道整備課長) 1点目の農業集落排水事業がまだあるのかということですが、現在も農水省所管のほうの農業集落排水事業はございます。
2点目が安いのかということでしたか。

(佐々木委員) はい、事業費。

(菊池下水道整備課長) 現在農業集落排水事業、公共下水道もそうなのですが、かなり建物等が分散しているところに整備になっておりますので、整備するに当たっては管渠の費用負担を考えるとかなり高額なものになっております。

もう一つは、農業集落排水の場合、その処理場をつくらなければなりませんので、それらの整備費もかなりかかるような状況になっておりますし、今現在つくったものの更新時期を迎えておまして、その更新も考えますと、今でも更新しなければならないのですが、既につくったものについて起債の償還をまだやっているということで、かなりの財政負担になってきております。

ということで、農水省サイドも今整備を、新規整備よりは更新とか、そちらの事業にだんだんシフトしてきておまして、現在農水省、国交省も含めまして、どちらかというところの国交省サイドが、下水道サイドのほうが、どうしても大きな予算を持っておりますので、農政サイドでできないものについては公共下水道区域に取り込んで集約しようというような方向で動いているところでございます。

その集落排水事業ごと個別の状況がございまして、どちらがいいのかというのはございますが、国においても、今は新規よりは設備更新のほうになっておりますし、特に農政のほうの集落排水については、人口がちょっと減ってきておまして、使用料の見込みもなかなか立たなくなっていて、現在の使用料だけでは維持ができないような状況にもなっております。現在それは盛岡市の農集も同じような状況です。

3点目が……。

(佐々木委員) 対象地域。公共ではできないところに農業集落排水はできるのですけれども、そのできない部分は浄化槽の設置事業でカバーできるからいいのだと、こういう判断ですか。

(菊池下水道整備課長) 今回、国の3省、国交省と農水省と環境省も含めてなのですが、その3省の合意の中ではそれぞれの場所ごとに、何が何でもまとめて排水処理するのではなくて、個別処理が有利なところであればそれは個別でいきたいと思いますということで、国からも汚水処理のそういうビジョンが示されておりますので、今回、私どももどちらが適しているのかと考えた場合に、やはり浄化槽のほうが早期に柔軟に整備ができるということでございますので、集合処理よりは個別のほうでやっていただいたほうが早くできるのではないかとということであります。

そして、あわせて、今回下水道並みの負担になるようにということで、浄化槽については補助をアップしておりますので、より皆さんには使いやすいような形で浄化槽で整備をしていただくということで、このような計画にしたものでございます。

(佐々木委員) よくわかりました。公共浄化槽関係でできない分は戸別の浄化槽で対応するのだと、農業集落排水事業については、国はまだ継続してやっておるといふことですが、いずれ盛岡市とすれば公共下水道と戸別浄化槽の補助事業でカバーしていきたいということになります。

しかし、ちょっと気になるのは玉山区とすれば、国交省と農水省の予算とりの中で、これ非常に大きな競合している部分なのです。今、国交省の話しをしていましたけれども、集落排水がどんどん伸びた時期がありまして、建設省からクレームがついたりして、非常にいわれのある補助事業だったのです。

これ農道と市道、県道もそうなのです。今、玉山区、盛岡市の道路で7割は広域農道あるいは農道をつくって市に移管をして市道になっているというようなことで、極めて集落排水と道路については、農林と建設の、今国土交通省というのですか、予算要求の中でけんかしたりしているのです、これぜひ下水道さんも損することなく、一気にここで基本計画変えると出てきたわけですけれども、もうちょっと検討していただいたほうがいいかなと。

というのは、辺地計画をやめますと4年前に市から出てきたのです。今復活をして、大変いろんな事業、安い交付金の中で仕事ができています。あれを、あのまま通していれば、きっと藪川だとか浅岸だとか大ケ生とかが道路も今の集落排水もできなかったのですけれども、辺地計画は継続してやるようにとこの場でお願ひして継続されているのです。今の話もちょっと話が余りさばつとしないので、本当に国の農業集落排水をやめて公共事業で予算的にもいいのか、農山村地域で本当に、この集落排水関係の仕事がうまくいくのかどうかを確認した上で、それでいいとすればこの案でよろしいと思いますけれども、ちょっと辺地地画を切ってきた盛岡市の提案であったのが気になって今お聞きしました。かなり検討した上でのお話だということであればよろしいとは思いますが、ああ、しまったよねという話では困るような気がしてなりません。

以上です。

(竹田会長) 提案者のほうから何かコメントございますか。

(菊池下水道整備課長) 農業集落排水につきましては、公共下水道である程度、処理する能力等がありますので、そちらに集約化することによって、農業集落排水のほうも持続可能なというか、ずっと継続できるような形になりますので、ぜひともこういう形で集約を進めていくのが農村にとっても重要なことなのかなという判断で検討は進めてきておりました。

(佐々木委員) わかりました。

(竹田会長) ほかにございませんか。

湊委員。

(湊委員) 浄化槽のことでもう一つ教えていただきたいのですが、28年度で50基を見込んで、年間1,320万の事業費を見込んでいるということですがけれども、これは単純に割ると1基当たり260万円ぐらいの補助になるのかなと思うのですがけれども、これは浄化槽本体だけではなくて、浄化槽を設置するとなると水道工事が必要ですし、排水工事もやり直すということもありますけれども、それも含めて7割の補助をしていただけるということなのでしょうか。

(高橋給排水課長) お答えいたします。

浄化槽の補助を担当しております給排水課の高橋と申します。それで今のご質問でございますが、浄化槽の設置補助につきましては、浄化槽の本体を設置する工事費に対する補助ということになります。それで、水洗化する上で、それ以外にも水道工事、宅内排水の工事も必要になりますが、そちらは自己負担ということになります。

今お話ししました水道工事、排水設備工事は、公共下水道、集落排水、あと公設浄化槽の場合でも同じように個人負担となっておりますので、その分はどの事業を選ばれても個人負担は出てくるものでございます。ということで、浄化槽を設置する費用の7割を補助するという制度でございます。

(湊委員) 戸別に浄化槽を設置した場合には、検査料とか管理料とか、汚泥のくみ取りということで、うちでも前の補助事業で導入して、年間やっぱり5万ぐらいは毎年負担しているのです。今、公設浄化槽で設置されている場合だと、結局そういったのが個人負担にはなっていないのかなという気がするのですけれども、その場合でもやっぱりその部分は個人負担をしてもらっていると、あくまでも設置だけということなのですか。

(高橋給排水課長) 個人設置でございますので、個人が設置する工事に対して補助させていただくという中身でございます。

今、お話のありました公設浄化槽につきましては、玉山事務所で維持管理を行っておりますが、皆様方から使用料をいただいております。その使用料も1年分でやはり5万ぐらいかかっておりまして、個人で維持管理する汚泥のくみ取り費用まで含めたものとほぼ同じか、逆に公設浄化槽の使用料は、市が委託したり、いろんな費用かかっておりますので、公設のほうが、個人の方が自分で維持管理するよりも、少し高いというふうに聞いております。ただ、個人で行う場合は、個人で業者さんに頼まなければならないという手間暇は出てまいります。ということでございまして、公設でも個人設置でも現状では負担はほとんど変わらない状況になっています。ただし、これから7割補助に持っていきますと、トータルでは個人設置のほうが少しは安くなるのかなという試算もしてございます。住む人数によって浄化槽の大きさも違いますので、一概には言えませんが、ということで個人の方にもメリットはあるのかなと考えております。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」 の声)

(竹田会長) ないようでございますので、本案件についてお諮りしたいと思います。

審議第3号 盛岡市汚水処理基本計画(案)について原案のとおり可とすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) 異議ないようでございますので、そのように取り扱わせていただきます。

説明者の方、ありがとうございました。

お待たせしました。続いて審議第4号 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画(案)及び同実施計画(案)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 資産管理監の齊藤でございます。私からは、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画(案)及び同実施計画(案)についてご説明申し上げます。

(竹田会長) 座って説明してください。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 昨年11月16日の玉山区地域協議会にご説明いたしました盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画(案)、これにつきましては、この協議会において可とするという答申をいただいていたところでございます。その後、市民説明会やパブリックコメントなどにおいて、さまざまなご意見等をいただきました。これらのご意見等を踏まえまして、11月にお示した計画内容の一部を変更することとしたことから、その変更内容についてご説明するとともに、資料2のほうになりますけれども、向こう3年間に実施する具体の事業を定める盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画(案)につきましては、その概要をあわせてご説明するものでございます。

それでは、資料3を主に使って説明させていただきたいと思っております。パワーポイントの資料でございます。1枚目の下の1ページでございます。第1、中期計画(案)の変更、1、主な変更点ということで、(1)といたしまして、平成38年度から47年度までの次期中期計画については、今後の社会情勢や人口動態などの変化を十分考慮した上で策定するものであるという旨を追記してございます。

それで、次の括弧書きの2ページというのが、資料1のページ数を示してございます。その部分に関係しますよというような形でもって表示してございます。

それから、次に2についてはちょっと飛ばさせていただきます、3でございます。好摩地区公民館・就業改善センターの増築も含め大規模改修する児童館への機能移転、現建物の解体、これにつきましては現状の好摩地区公民館・就業改善センター・巻堀出張所は大規模改修し、継続使用することとし、好摩児童館は好摩小学校に機能移転後に売却するというので、この関係につきましては本体の14ページ、110ページになるものでございます。この変更につきましては、好摩地区公民館・就業改善センター・巻堀出張所のこの合築館が好摩体育館と一体で利用されることも多く、好摩児童館に機能を移転することにより、好摩体育館との距離が現在よりも遠くなる、あるいは道路を渡らなければならなくなるなどの関係から、利便性を考慮し、現状の合築館において大規模改修するというような形での変更でございます。

それから、2ページをお開き願いたいと思っております。4でございますが、これはちょっと飛ばさせていただきます、5でございます。巻堀中学校及び城西中学校の屋内運動場の建てかえなど、既存計画で進行中のものについては、今回はこの計画から除外しておりま

したが、やはり計画期限内にまたぐ工事であるということから、巻堀中あるいは城西中の建てかえ等については今回のこの中期計画（案）に追加するというような形でもって事業費を精査したところでございます。

3ページをごらんください。第1，中期計画（案）の変更，2，変更結果でございますが、これらの変更に伴いまして、（1）の計画期間に長寿命化工事等を行う施設数ですが、変更後におきましては修繕61，大規模改修136，建てかえ13，解体・減築61，合計の271となるものでございます。

次に、（2），計画期間の維持更新費用及び総延べ床面積でございますが、変更後におきましては維持更新費用が542億7,600万円，総延べ床面積が83万9,004平方メートルとなるものでございます。以上が前にお示ししてございました中期計画（案）の主な変更点でございます。

それで、大変恐縮でございます。資料1の中期計画の本体の部分でございますが、116ページの次のページでございます。116ページの次のページのところに、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画（案）資料編ということで今回載せてございます。この資料編の内容といたしましては、1から6までありますとおり計画対象施設，人口の推移と将来推計，財政見通し，公共施設マネジメントの取り組みの経緯，5として市民フォーラム，市民意見交換会及び市民説明会の概要，それから6として長寿命化計画の長期計画の抜粋ということで資料編を載せてございます。

なお，市民説明会，これは11月以降いろいろ行ったものでございます。これにつきましては，資料編の21ページから56ページまで，これに今まで市民の方々，地元の方々等から聞いたご意見等を資料編としてまとめてございますので，後ほどお目通しいただければなんと存じております。

それでは，再度パワーポイントの資料3のほうに戻っていただきまして，4ページでございます。向こう3年間の具体的な計画ということで取りまとめた実施計画の内容になるものでございますが，4ページ，第2，実施計画（案）の策定，1，策定の趣旨，（1），計画の目的でございます。実施計画は，盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画を円滑に推進するため，向こう3年間に実施する事業を定めるということとしてございます。

（2），計画期間でございます。計画期間は，中期計画の計画期間である10年間のうちの当初，最初の3年間，つまり平成28年度から平成30年度までとなるものでございます。

（3），計画の範囲でございます。対象施設は，盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画におきまして，平成28年度から30年度までに取り組むこととしている施設となるものでございます。

次に，5ページでございますが，計画の進捗管理でございます。この実施計画は，向こう3年間の計画期間といたしまして，ローリング方式により毎年作成するというような形にしたいと考えておるものでございます。

次に，6ページをお開き願います。第2，実施計画（案）の策定，2，実施計画の概要ということで，（1），計画期間に施設保有の最適化を行う施設でございます。この3年間におきまして，複合化7，譲渡・解体7，転用1，建てかえ6，減築3，計24の最適化を行いたいと考えているものでございます。具体的な施設名等については，下の表にまとめてございます。

次に、7ページをごらん願います。(2)、計画期間に長寿命化工事等を行う施設でございます。修繕5、大規模改修44、建てかえ6、解体・減築10、合計で65とするものでございます。対象施設につきましては、下の一覧表のとおりでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思えます。(3)、計画期間の維持更新費用及び総延べ床面積でございます。これは3年間の計画で行うものでございまして、事業費といたしましては3年間で91億7,000万円を見込んでおります。また、総延べ床面積でございますけれども、これにつきましては1万592平方メートル、1.18%の減となるものでございます。用途ごとの事業費、構成比につきましては次の表のとおりとなっております。

説明は以上でございますけれども、本体のほうの資料1の中期計画、資料2の実施計画(案)、これにつきましては後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上でございます。

(竹田会長) 説明が終わりました。これより委員の皆さんから質問、あるいはご意見等を承りたいと思えます。

湊委員。

(湊委員) 今巻堀中学校が非常に美しい姿になってあらわれておりまして、巻堀支所と公民館が取り壊されないで大規模改修のほうに変更したということで、非常に喜んでおります。ありがとうございました。

(竹田会長) ほかにございせんか。

櫻委員。

(櫻委員) 農民研修センターなのですけれども、改築の工事の施設の欄に載っていますが、かなり傷んでいるし、トイレ等も三十何年前につくったものですから、年とった方から洋式にしてもらえないかという意見が自治会のほうに出ております。いろいろ修理が必要なわけですが、28年度、例えばどれぐらいまでの予算、あるいはできれば改築を見ているか、年度ごとに大ざっぱに計画の案を教えてくださいたいと思えます。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 農民研修センターは、28年度、来年度でございますけれども、これにつきましてはどのような形の施設になればいいのかというような形の基本構想を策定していただきたいと。それから、29年度に実施設計をして、30年度に大規模改修の工事に入るという予定としてございます。

(櫻委員) 予算的にはどれぐらい。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 予算は、実施設計出てみないとあれですが、ただ目安としては大規模改修ですので、建てかえの6割ぐらいを上限として金額的には試算はしているという部分ですが、ただ実際どのような施設になるか決まっておきませんので、はっきりとした段階で……。

(櫻委員) 何日か前に研修センターの役員会があって、これは生出1自治会、生出2自治会で運営委員をやっておるわけです。そのとき役員に消防の班長をやっている方がいまして、今の消防の屯所は休憩所もないし、トイレもないということで、研修センターの脇に一緒にできないものかというような意見が出まして、突如のことですから、ちょっと答弁に困るかと思いますが、持ち帰ってひとつそういう意見もあるということを検討していただければと思います。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 今のお話については、担当課のほうにおつなぎしておきたいと思います。

(竹田会長) ほかに。
米田委員。

(米田委員) ただいまの好摩地区の好摩児童館が好摩小学校に移転すると、その後の敷地、これは売却という判断のようですが、これは売却せざるを得ない理由がございますのですか。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 今回、計画をつくるに当たって、前提とするものは、廃止、解体というような方向性のものについては、まずは譲渡するのだと、これは有償でも無償でもなのですが、原則、市街化区域であるのであれば売却だよというような形で考えてございます。それから、調整区域なり、買い手が見つからないというような部分もあろうかと思えます。その場合については、地元さんのほうで譲渡してほしいというようなお話があれば、そちらのほうに譲渡するような形も考えております。ただ、先ほど言いましたとおり、前提としては廃止、解体したところについては、市から手放すということを原則として、この計画をつくってございます。

(竹田会長) どうぞ。

(米田委員) そうでありますと、児童館移転、空き地になりますね。そうなると、地元の要望がない限りは売却の方向でいくということなのですか。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) ちょっと具体的な進め方はわからないのですが、まずはそのような形で、あと地元のほうに相談するのかなと。それでもって、地元さんのほうでも無理だなというような話であるのであれば、次は民間のほうというような形のお声がけをしていくというような段取りになるのではと想定してございます。

(竹田会長) よろしいですか。

(米田委員) わかります。今の現在では、跡地の購入申込者があるようなのですか。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 好摩小学校のほうに児童館がいつ移るのかというのが未定だとか、34年から37年度の間を予定してございます。ですので、具体的に動いてございませんので、需要があるかどうかという部分について、まだ把握してございませんが、その事業の前段となる年度においては、いろいろ動くというような形になるかと思えます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) ないようですので、本案件についてお諮りします。
原案のとおり可とすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) 異議なしの声がございまして、そのように決定させていただきます。

以上で審議案件は全部終了いたしました。

続いて、自主的審議事項に移りたいと思います。審議第5号 地域活性化部会からの報告についてを議題といたします。

佐々木委員さん、済みませんが。

(佐々木委員) それでは、座って説明をさせていただきます。

前回お出しをして、7対5で再検討しなさいというお叱りをいただきまして、地域活性化部会を先般開きました。その中で市側のいろんな状況なり、決まりなりを説明いただいて、今回提案する内容について取りまとめた結果を今回地域協議会でご議論いただいて、市長に対して意見書を出していきたいという内容であります。

2枚目のところにその内容があるわけでありまして、I G Rの利用客数が非常に減っております。特に好摩も500人を切る、渋民は250人から300人の間に固まったような雰囲気もあるようでありますが、合わせても700前後の利用客であります。本数についても、この地域協議会でご要望申し上げて4本ほど滝沢どまりを好摩、沼宮内まで延ばしていただいているわけですが、利用者が減ると本数も確約はできないというI G Rとの懇談会の中でもありました。ついては、我々が乗らなければいけないと、乗るためにはどうしたらいいのだろうと、いろんな方法あるわけでありまして、市のいろんな施策を打っていただき、あるいは関係機関、団体等との申し入れや協議を進めていただきたいという内容であります。

1つ目が、今回は無料駐車場にすれば菓子並みの利用者がふえるだろうという提案をしたところでありまして、いろんな事情から、いきなり無料化はないだろうというような非常にご理解のある委員の皆様方のご意見をいただきまして、検討した結果であります。

今の駐車場についての状況を市のほうから事情を聞きました。最後のページに今現状の航空写真が出ております。最初が好摩駅です。上のほうが市有地です。下のほうがI G R

用地,これが駐車場です。裏が渋民駅の現状の駐車場です。上のほうが市有地であります。23台分あります。下のほうがI GR用地であります。違うのは、渋民の場合には両方合わせて船田東自治会が運営管理をいたしております。好摩の場合には、I GR用地はI GRで管理運営をしております。市有地だけ好摩振興会の皆様方が管理運営を行っております。市有地の場合は、いずれも市の駐車場として船田東自治会と好摩振興会に指定管理として出しているのです。お金は指定管理料を払いませんよ、自分たちで月決め駐車場で利益を上げて、それで掃除をしたり雪払いをしてくださいよという指定管理であります。ユートランド姫神と同じ発想であります。したがって、日決めの駐車場になると、毎日あるいは1日に3回も200円なり300円の料金を取らなければならないのです。これは非常に難しい状況でありますということで、今まで月決めオンリーでやってきたわけです。I GRについては、好摩には2台だけ日決めがあります。27台が月決め、2台が日決め、これはJRの職員さんが切符を売るときに300円の日決めの料金を取っております。これは経営が別ですから、結構な話であります。渋民の場合には、I GR用地に3台の1日貸しがあります。そして、切符売る職員さんが、渋民の場合は200円なのですけれども、200円の料金を切符と一緒に取っているのです。ここが難しい話でありまして、好摩の場合はI GRはI GRで管理運営をしていましたが、渋民の場合にはI GRが30万円で船田自治会に貸しているのです。船田自治会が両方の管理している。地域協議会で日決めの駐車場をふやしてくださいというお願いをしたときに、I GR用地、30万いただいているI GRの分から3台分を出していただきました。したがって、駅員の方が切符と一緒に200円取ることについては、30万をいただいているという中でその管理をしていただいているように思います。

いずれにしても、今は月決めであいている分、I GR用地で月決めであいている分についても200円でお貸しをしていますので、今6台から7台、多いときは8台ぐらいが日決めになっております。これは駅の切符売り場の職員さんが200円を取っていただいて、夕方に船田東自治会の会長さんのところに納めていくという流れ。これは30万をI GRが取っているということでできる行動であります。好摩の場合の市有地の駐車場については、なかなかいい返事をもらえないのは、I GR、渋民のように30万の貸し賃を取っていないということにあるのかなというふうに思っております。

その辺の事情の中で、最初の要望書の中身に入りますけれども、I GRの利用を図るためには、どうしても一番は駐車場がないために、好摩の皆さんは渋民に来る場合もあります。渋民にないと巣子まで行きます。巣子が入らないと市内まで車で行ってしまうという流れをなくするためには、渋民、好摩の市有地については、何とか月決めから200円なり300円の日決めになるスペースをふやしましょうと、ふやすように検討してくださいというお願いであります。

それから、I GR用地については、特に好摩の場合はI GRさんのほうに市でもこれだけ日決めに拡大したので、今好摩の2台分を10台にしてくれとか、5台とか、いずれ拡大をしてくれませんかというお願い、渋民については今3台、あいているところも使って多いときで8台ぐらいの日決めになっております。これは先ほど説明しましたように、窓口で200円を徴収するのは30万の借地料をお支払いしているということでやむを得ずやっているということですが、これを引き続き、できればI GR用地を全て日決めにしていただくぐらいの要望をお願いしたいと。好摩については、I GR用地についても同じように日

決めの駐車場を拡大してくださいという中身にして、市長に意見書として出してご検討いただき、そして関係機関、団体あるいは企業と交渉をお願いしたいという中身であります。

皆様方から異議をいただきました無料駐車場については、この結果を受けて、もし検討が必要であれば、今後新しい地域振興会議等々で検討することになるかと思いますが、今回は今の市有地とJR用地を月決め主体ではなくて、時間決め、あるいは日決めの料金で支払って、その日に乗れるスペースをふやしてくださいという中身にするものであります。

2番と3番については、市内29万人の市民の皆様方を含め、観光客、あるいはこちらにおいでになる、IGRに乗って渋民、好摩にお出かけをいただくようなイベントなり、今はこっちから行く場合は高齢者の3割引、あるいは学生割引等があるわけではありますが、せっかく合併をして29万人の旧市内の皆さんがいるわけでもありますから、こちらに来る場合もいろんな優遇措置を考えてもいいのではないかと。例えば一戸町の子ども森だとか、スキー場だとか、いろいろ一戸町、二戸市が工夫をしているように、盛岡でも我々が行くだけではなくて、旧市内の方がこっちに来るような、あるいは新幹線の開通、国体、オリンピックが続きますので、啄木の里としての観光客誘致なり、姫神山なり、あるいは自然景観の中においでいただいて健康づくりをするようなことを、いろんな関係者と話をしながら働きかけをしてほしいと。

それから、3つ目が、これは市のほうからやるところがあるなら協議に応じられるという決まりなそうであります。駅舎について、売店なり、あるいは産直なり、いろんな使える内容のイベントであればお貸しすることはできるというご回答をいただいていますので、2番、3番は前と同じことで提案をし、ご議論いただいて意見書にまとめたいという内容です。

少し長くなりましたが、皆様方ご理解している部分を重ねて説明をして時間を食いましたけれども、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

(竹田会長) ありがとうございます。説明が終わりました。これより質問、あるいはご意見を承りたいと思います。ありませんか。

齋藤委員。

(齋藤委員) 前回もう一回見直しということで、今佐々木委員が言ったように見直しかけた部分であります。今説明したとおりに、無料化はとりあえず今回はなしにしようということでまとめたものですので、それで出していいかどうかをやっていただければいいかと思えます。

(竹田会長) 皆川委員。

(皆川委員) 佐々木さんが最初から話ししている鉄道利用者の増加という問題なのですが、無料駐車場があったから目に見えて乗客がふえるのかというのは、私ちょっと疑問なのです。ここにおいで委員の皆さんでも、無料駐車場があったら渋民とか好摩に車を置いて盛岡

のほうに行きますか。多分この車社会では、車で行ったほうが便利だということで、車で行かれる方のほうが多いと思うのです。だから、無料駐車場とか、毎日日がわりだか何だか、その日その日の月決めでない駐車場の設置、それはまず今回いいとしても、本当に乗客の増加につながるという、そう簡単な今の社会状況にはないような気がします。私は車がないので、いつもI GRを使って、すごく助けられている暮らしをしていますけれども、私たちの自治会は駅のすぐそばですから、駐車場が必要でない地区なのです。この間も集まりがあったときに、「盛岡へ行くとき、どのような方法でみんな行っているの」と聞いたら、私以外はみんな車で行くという答えでした。電車で行っても、また駅から移動しなければならない。それであれば車で行ったほうが楽なものなという答えだったのです。だから、今のこの車社会の中で、私たちがどのようにして鉄道を守るかというのは、佐々木さんの考えのように要望してうまくいけば、すごくいいと思います。少しだけ期待したいと思いますが、大きくは疑問という形で、それから米田さんにも、これは今、実際に好摩の駐車場を運営管理している振興会に、話があったのですかと聞いたのです。そうしたら、行政のほうからありましたと。この線で行くのでいいのでないかというので、振興会の人がそうであればまずいいのではないのでしょうか。全て反対すると、何だかまたもとに戻ってしまうから。でも、本当、鉄道は守りたいと思います。交通弱者と言われている高齢者、身障者、車のない人には、本当に大事な欠かせない生活の足ですので、佐々木さん、まずありがとうございます。ご苦労さまでした。

(佐々木委員) 勉強家の皆川さんが非常に認識違うなという感じを受けました。1日300円でお客さんがふえているのが青山です。青山はI GR用地で1日300円で陸橋下に置いていますけれども、いつも満杯状態で、市内の駐車料金が非常に高くなって、玉山の、あるいは好摩の駅前の方々はお金持ちだから駐車料金を払えるでしょうけれども、大方駐車料金が高過ぎて300円で行くというのが、これが実績です。

それから、無料の話は今してもしょうがないのですけれども、無料になればもっとふえることは菓子と大釜の、滝沢の、150、150、300、市の予算600万、年間維持費600万円であれだけの利用者がいます。これについては、雫石だとか盛岡だとか、ほかの遠くの市町村のお客さんも置かせているようでありますけれども、今回は無料が入っていませんので、無料の議論をするとまた変になりますから、今回は月決めに少し、ぱっと行って、さっと置いて行ける、駐車料金のない人のためのI GR利用の拡大に結びつけたいという内容でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

(竹田会長) 櫻委員。

(櫻委員) 私はもう70歳過ぎましたので、免許は昭和35年に取っていますから、五十何年たっておるし、二種免許取ったり、自信はありますけれども、いろいろテレビ、マスコミで、余り年寄りには車に乗らないほうがいいということもありまして、月に4回ぐらいは病院に行ったり、乗っています。市の補助の証明を出せば、往復940円ですので、そんなに大きい金額ではないので、電車を利用しています。だから、乗車状況などは、いつも見ておりま

す。渋民から何人乗ったとか、滝沢から何人乗ったとか、帰りはまたどれぐらい乗って、どこでどれぐらいおられるかというのも見せておりますが、一日貸しの駐車場がすぐ近くであれば、そこを利用して行ってもいいなと思っています。やっぱり年とった連中、何かのときはやっぱりぶついたりぶつけられるよりも、やはり電車を利用したほうがいいのではないかとこのように私は勧めたいと思っています。

以上です。

(竹田会長) ほかにございませんか。

湊委員。

(湊委員) この意見書のとおり賛成なのですがけれども、今1ページ目の駐車場の位置図を見て思ったのですがけれども、好摩ふれあい広場のほうに46台とありますけれども、今まで私も認識不足で、ここは商店を利用する人がとめるスペースだとばかり思っていたのです。駅を利用する人がどうやれば使えるのかというのわからなかったし、今こっこのIGRの駐車場はもう満杯状態なのです。だから、いつも置くことができないし、好摩ふれあい広場のほうの駐車場の利用促進というか、どうすれば利用できるのかというの、もうちょっとPRを重ねながら、これで要望書を出していただければいいのではないかなと思います。

櫻さん言ったように、私もできれば公共交通機関を利用して、余り車を運転したくないなという年齢になっておりましたので、これからそういう人たちがふえてくると思いますので、枯れ葉マークではなくて、何でしたか、四つ葉マークでしたか、つけた車が前走っているとすごく邪魔になることありますので、みんなで交通事故のほうにも気をつけながら、交通機関の利用促進を図っていく一つの手段としては、やっぱり駐車場の確保というのは大事だと思います。

(竹田会長) ほかにご意見含めてございますか。

櫻委員。

(櫻委員) 好摩ふれあい広場というのは、農協の広場なわけ……とは違うの。

(佐々木委員) 市有地です。

(櫻委員) 場所はそこではないわけですか。

(米田委員) 本当の名称がふれあい広場駐車場なのです、申告している名前が。振興会が管理していて。

(櫻委員) ああ、そこを。

(米田委員) はい。

(櫻委員) 農協の裏のほう，そこは違うわけ。

(米田委員) あれは全然。

(櫻井員) 全然違う。何か地図見てそのように見えたものだから。ああ，そうですか。はい，わかりました。

(佐々木委員) ここが一番駅に近いわけです。決して商店街の方が使うのではなくて，電車に乗る人の月決めですから，余り一般人は気を使っていなかったと思いますけれども，ここに何台か日決めにふやしてくれませんかという要望です。

(竹田会長) ほかに質問あるいはご意見等がなければ，この案件についてそろそろ方向づけをしてみたいと思いますが，よろしいでしょうか。

(「なし」 の声)

(竹田会長) それでは，この案件，意見書でございますけれども，この内容で市長に意見書を提出することで皆さんご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) ないようでございますので，そのように取り扱うこととさせていただきます。

(佐々木委員) ありがとうございます。

6 その他

(竹田会長) 以上で審議案件全て終わったわけでございますが，この際その他として何か皆様方からございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) 時間のないところ済みません。この前教育委員会の増員，玉山総合事務所に分室の拡大についてご要望申し上げ，教育委員会の次長さんのおいでになって，人をふやすわけにはいかないけれども，指導主事の配置，あるいは教育長，その他，総合事務所の区長なり事務長と連携をとりながら，一体的に玉山区内9校の指導をやりますと，こういう回答をいただきました。その結果，これは玉山総合事務所のお力だと思っておりますが，当然，指導主事が週2回，教育長等の幹部も何回か問題校には足を運んでいただいて，済民小学校，例の課題が非常によくなっておりました。

加えて，盛岡市全体の校長会というのがあるそうです。玉山地区9校については，新た

に玉山区校長連絡会というのを設立したそうであります。これも総合事務所のご指導だろうと思いますが、きょうが1回目の設立総会なようでありまして、総合事務所からもきょうは区長さんと事務長がここに出ているわけですが、どなたか行って祝辞を申し上げているのではないかなと思いますが、そういったようなことで、大変お取り組みをいただいているということに対しまして、めったに言わないのですが、行政の皆様方のご努力と行動力に感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございます。そんな様子なようです。以上です。

(竹田会長) 状況報告、ありがとうございました。

私のほうからは、その他の分は以上ですが、事務局のほうからございますればどうぞお願いします。

(村山参事兼総務課長) 大変ご苦勞さまでございました。

次回の地域協議会でございますが、最後になりますけれども、3月24日を予定してございます。どうぞご予定のほうをよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

加えて、きょう委嘱したばかりですが、解散会と申しますか、慰勞会と申しますか、それを開催したいと思っておりますので、加えてご予定のほうをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

7 閉 会

(小原事務長) それでは、長時間にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。

これをもちまして第64回盛岡市玉山区地域協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(16時08分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策担当

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 218)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp